平成２５年（フ）第１３８５号
大阪市天王寺区国分町２番８―403号
債務者　椚田健二朗
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０号
山口県光市上島田２丁目14番５号
債務者　竹重　継子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２９号
松江市乃木福富町319番地２　シャーメゾンＭ―１―202号
債務者　澁田　香苗（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２号
島根県安来市今津町703番地５
債務者　野坂　信二
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
島根県出雲市白枝町401番地１雇用促進白枝宿舎１棟504号
債務者　齋藤美代子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後４時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１０３号
静岡県磐田市二之宮471番地
債務者　太田　雅夫
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
釧路市愛国西３丁目29番15号
債務者　古屋　啓子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後２時45分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３５８号
横浜市港北区篠原東３丁目15番38号
債務者　二木　　功
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９０号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸４丁目13番11号メゾン川北101
債務者　高橋　葉子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１６号
神奈川県藤沢市用田624番地の１　ルナガーデン303
債務者　古暮　義明
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２０号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅11棟503号
債務者　宮永　良輔
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４４号
神奈川県海老名市中新田４丁目４番５―205号
債務者　堀川　由香
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９２号
愛知県岡崎市井内町字上堤２番地　Ａ・Ｃｉｔｙ井内町410
債務者　扇山　朝広
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
愛知県豊田市篠原町山訳35番地９
債務者　鈴木　香代
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
愛知県安城市二本木町切替66番地２
債務者　西川惠理子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０３号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート40棟203号
債務者　藤原　康之
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部